

令和8年度

公共下水道管渠管理工事用材料（ふた）購入

仕 様 書

1 適用範囲

この仕様書は、逗子市が使用する下水道用鋳鉄製マンホールふた及び受枠に適用する。

2 種類・数量

種類・数量については下表のとおりとする。

表－1

呼び径	種類	種別	組数
600mm	T-25 耐スリップ(逗子市紋章入り)	汚水用	42

3 品質

- 3-1 製品の規格はこの仕様書によるほか、(公社)日本下水道協会 下水道用鋳鉄製マンホールふた J S W A S G-4 に準ずるものとする。
- 3-2 ふたと受枠の接触面は、全周にわたって勾配をつけた密着度の高い構造であるとともに、外部荷重に対してもがたつき等を防止できる性能を有するものとする。また、受枠は、設置後において同じ製造業者のふたと互換性を有するものとし、耐スリップ用のふたへの取り替えに対しても互換性を有すること。
- 3-3 ふたと受枠とが蝶番構造により連結され、ふたの取付け及び取外しが容易であるとともに、開閉の際にふたが受枠から脱落することなく、180度鉛直回転及び360度水平旋回ができるものとする。
- 3-4 こじり穴、開閉器具用穴及び蝶番取付け部は、雨水及び土砂の流入を極力防止できる構造とする。
- 3-5 ふたは、閉蓋することで自動的に施錠する構造であり、本市指定の専用開閉器具(別図-3)を使用しない限り、容易に開けられない構造とする。
- 3-6 ふたは、マンホール内の流体揚圧に対して、一定の高さまで浮上することによって圧力を解放し、浮上状態においても車両通行等により開錠しない構造とする。また、一定の圧力まではふたの開放を防止できる圧力解放耐揚圧機能を有し、耐揚圧荷重強さを越えた場合は錠のみが破壊され、蝶番は破損しない構造とする。なお、内圧低下後は、ふたが元の状態に復元する機能を有すること。
- 3-7 受枠は、安全性の確保と昇降を容易にするための一体鋳造の手持ち部分があり、転落防止装置の取付け及び取外しが可能であるものとする。
- 3-8 高さ調整部材は、施工時のアンカーボルトの締め過ぎによる受枠の変形防止及び道路勾配に対する微調整が可能な機能を有し、施工性、操作性が簡単な構造とする。また、施工後においては、既設のアンカーボルト及び調整金具等を使用して嵩上げ等が容易に行えること。
- 3-9 受枠調整部の施工は、耐久性を保持するため無収縮性・高流動性・超早強性を有する調整部材を使用するものとする。

4 形状及び寸法

4-1 ふたと受枠の形状及び寸法は、J S W A S G-4の規定による。

4-2 開閉器具穴は1箇所、こじり穴は2箇所設ける。

4-3 ふたの外径、枠の内径の許容差は±0.3mm以内とする。

5 材質

ふた及び受枠の材質は、J S W A S G-4の規定による。

6 塗装

製品の内外面を磨いて清掃した後、乾燥が速やかで密着性に富み、かつ、防食性及び耐候性に優れた塗料で塗装するものとする。また、塗装後の表面は、泡、剥離及び塗り残し等、その他の瑕疵がないこと。

7 製品検査

製品検査の供試体は、本仕様書に基づき製作された製品から本市検査員の指示のもとに3組を準備し、その中から1組を使用する。

7-1 外観検査は、塗装完成品で行うものとする。製品には、傷、錆、その他製品としての欠陥がなく、見かけも良好でなければならない。

7-2 形状及び寸法検査は、J S W A S G-4の規定による。

7-3 ふたの支持構造及び性能検査は、J S W A S G-4の規定による。なお、検査前にはあらかじめ予荷重を加え、ふたと受枠を嵌合させた状態にしてから検査を行う。

7-4 不法開放防止性能検査は、J S W A S G-4の規定による。

7-5 脱落防止性能検査は、J S W A S G-4の規定による。

7-6 荷重たわみ検査は、J S W A S G-4の規定による。

7-7 耐荷重検査は、J S W A S G-4の規定による。

7-8 浮上高さ検査は、別図-6に示すように供試体を台に載せてふたを水平に据え付け、蝶番を起点として90度ごとに4箇所「浮上しろ」（ふたと受枠の段差）を測定する。なお、「浮上しろ」は、20mm以下であること。

7-9 ふたが浮上した状態で自動車による通過試験を行い、この際、ふたの中央部及び端部を車両が通行しても開錠、変形及び破損しない性能を有するものとする。また、内圧低下後においては、受枠に対するふたの段差が10mm未満であること。

7-10 耐揚圧強度検査は、J S W A S G-4の規定による。試験荷重は60.0kNを鉛直方向に様な速さで加えたとき、蝶番及び自動錠の破損、ふたの受枠からの脱落があってはならない。その後、試験荷重106kNを加えるまでに自動錠が破損するとともに、蝶番が破損しない構造とする。

8 材質検査

ふた及び受枠の材質検査の供試体は、J I S G 5 5 0 2（球状黒鉛鉄品）に規定するB号Y型供試材（Yブロック）を製品と同一条件で1個铸造し、所定の寸法に仕上げた試験片を使用する。

8-1 引張り及び伸び検査は、J S W A S G-4の規定による。

8-2 硬さ検査は、J S W A S G-4の規定による。

8-3 黒鉛球状化率判定検査は、J S W A S G-4の規定による。

9 再検査

各項目の検査のいずれかにおいて規定値を満足しないときは、再検査を行うことができる。再検査に使用する供試体は、最初の供試体を抜き取った残り2組を使用し、2組とも合格すれば、不合格部分を除いたロット全部を合格とする。

10 製品の表示

製品には、受注者の責任表示として、ふたの裏面に種類及び呼び径の記号、材質記号、製造業者のマークまたは略号、製造年（西暦下二桁）及び（公社）日本下水道協会の認定表をそれぞれ鋳出すこと。（別図-2）

11 検査の実施

11-1 落札した受注者は7.製品検査8.材質検査に規定した項目について検査報告書を提出すること。

但し、本市が認めた場合（公社）日本下水道協会が発行する「自主検査、検査証明書」の写しの提出をもって検査を省略することが出来る。

11-2 検査及び試験方法は、この仕様書によるほか「下水道用鋳鉄製マンホールふた解説」、[付属書]転落防止装置解説及び参考資料を参考とする。

11-3 法令、規格等の制定、改正並びに安全対策上必要と判断されたときは、品質項目、検査項目等の追加を行う場合がある。

12 特許権等の使用

産業財産権製品に関する産業財産権の許諾、（公社）日本下水道協会の認定の取得等については、受注者の責任において解決するものとする。

13 納入場所

製品の納入場所は、逗子市桜山4丁目14-40の逗子市役所都市整備課桜山詰所敷地内の発注者が指定した場所とする。

14 納期

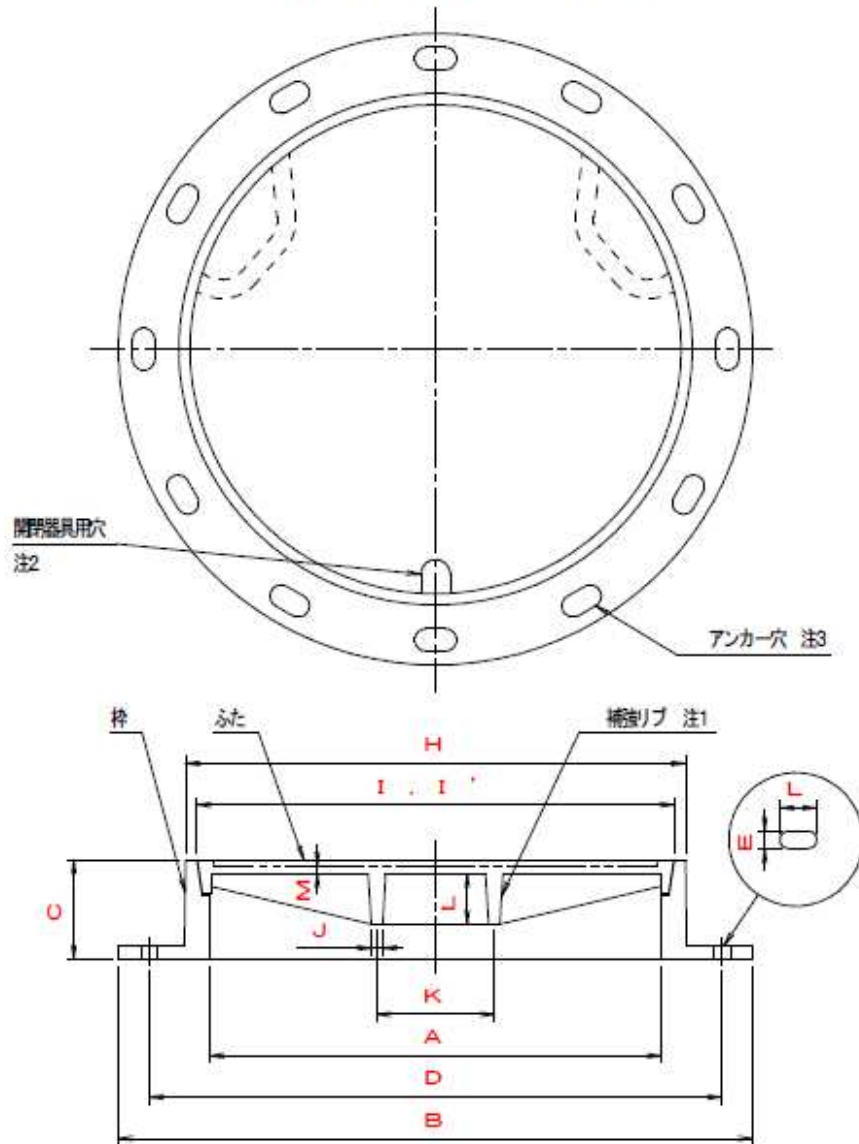
製品の納期は、令和8年9月30日までとする。

15 支払い

支払いについては、納品後に一括請求するものとする。

別図-1

ふたの形状及び寸法



呼び	A		B		C		D		E		F		G	
	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差
600	600	±3.5	820	±4.0	110	±2.5	760	±4.0	注4 22	±1.6	注4 40	±1.8	—	—
	H		I		I'		J		K		L		M	
	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差	寸法	許容差
	—	±4.0	640	±0.3	640	±0.3	—	±2.2	—	±2.8	—	±2.0	—	±2.1

注1) ふた補強リブを設けた場合を示す。

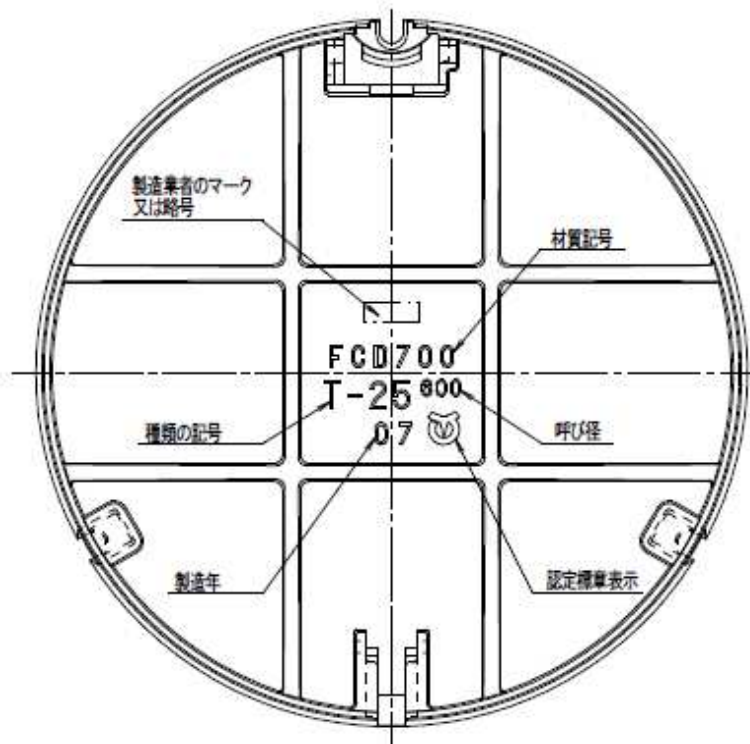
注2) 開閉器具用穴は、1箇所以上設ける。

注3) アンカー穴については、6個又は12個とし、等ピッチで設ける。

注4) 数値は、標準寸法を示す。

別図-2

下水道協会標章及び種類の記号鑄出配置図

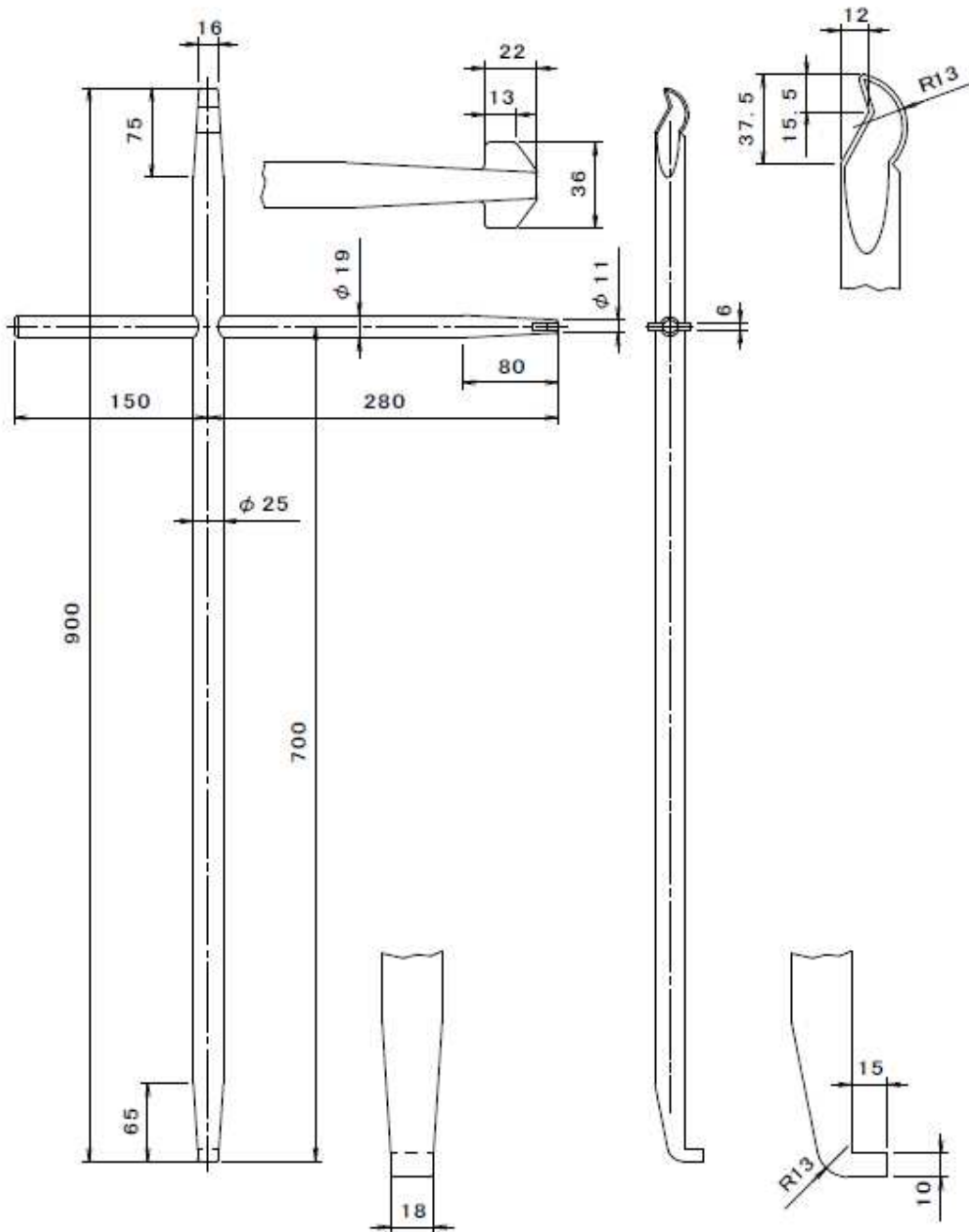


注) 本図は、製品の表示を示すものであり、製品の形状を示すものではない。

別図-3

開閉器具図

(単位 mm)

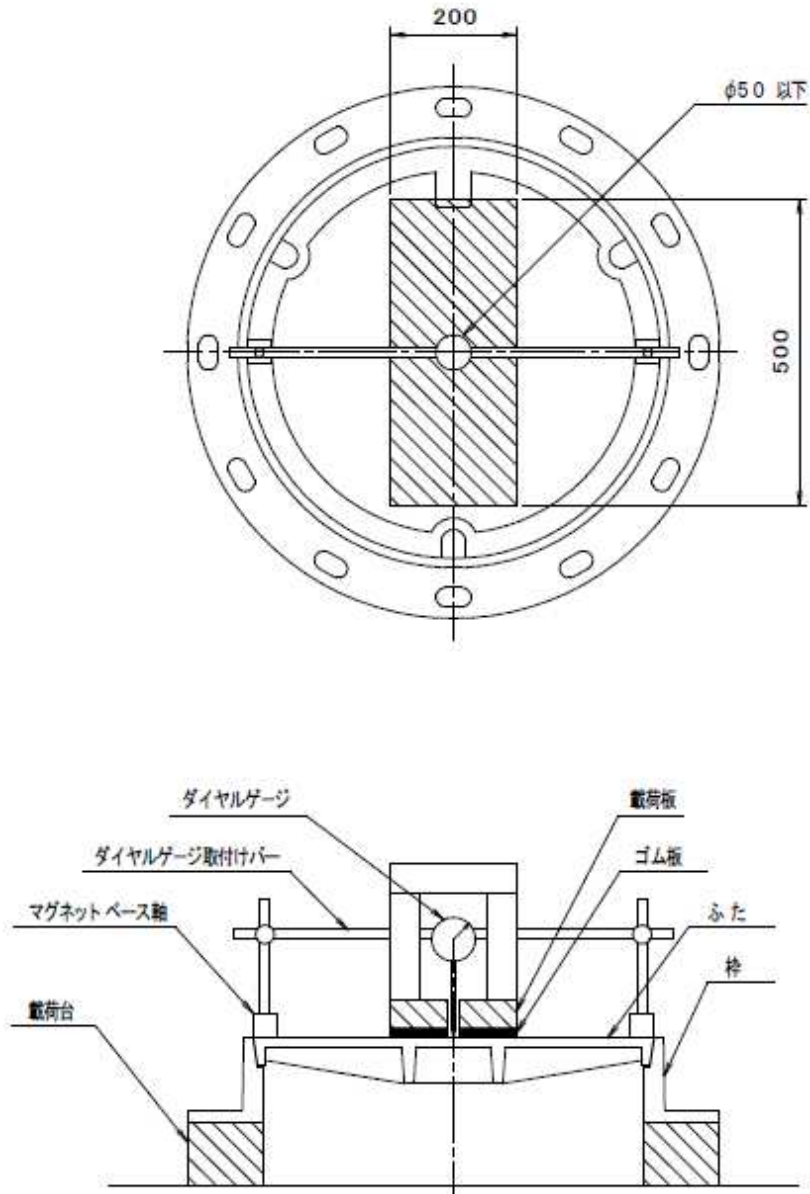


注) 本開閉器具を使用できるふたの構造とすること。

別図-4

荷重たわみ・耐荷重検査要領図

(単位 mm)

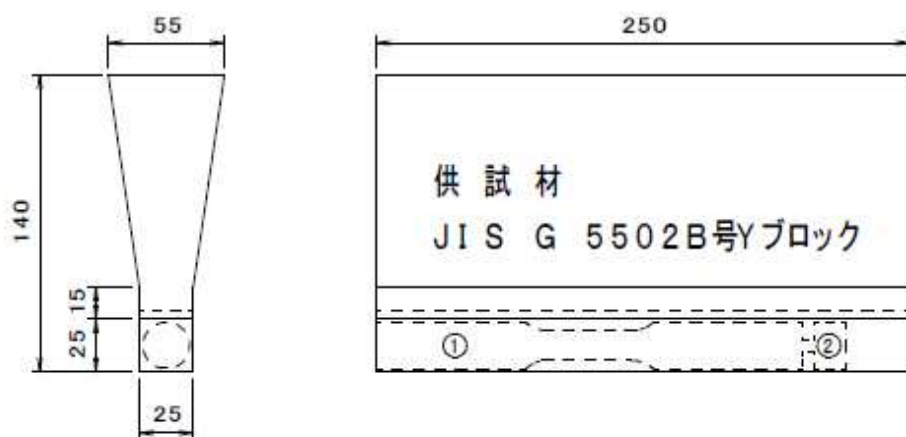


注) 本図は、試験治具の取付け方法及び位置関係を示すものであり、製品の形状を示すものではない。

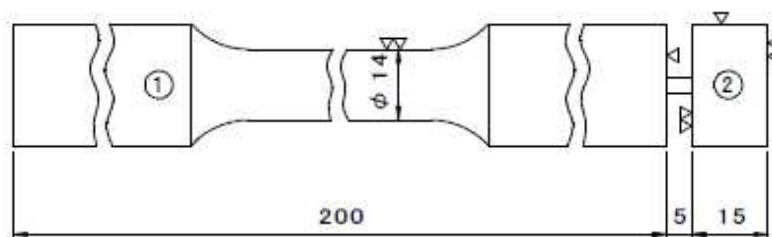
別図-5

Yブロック検査の試験片採取位置

(単位 mm)



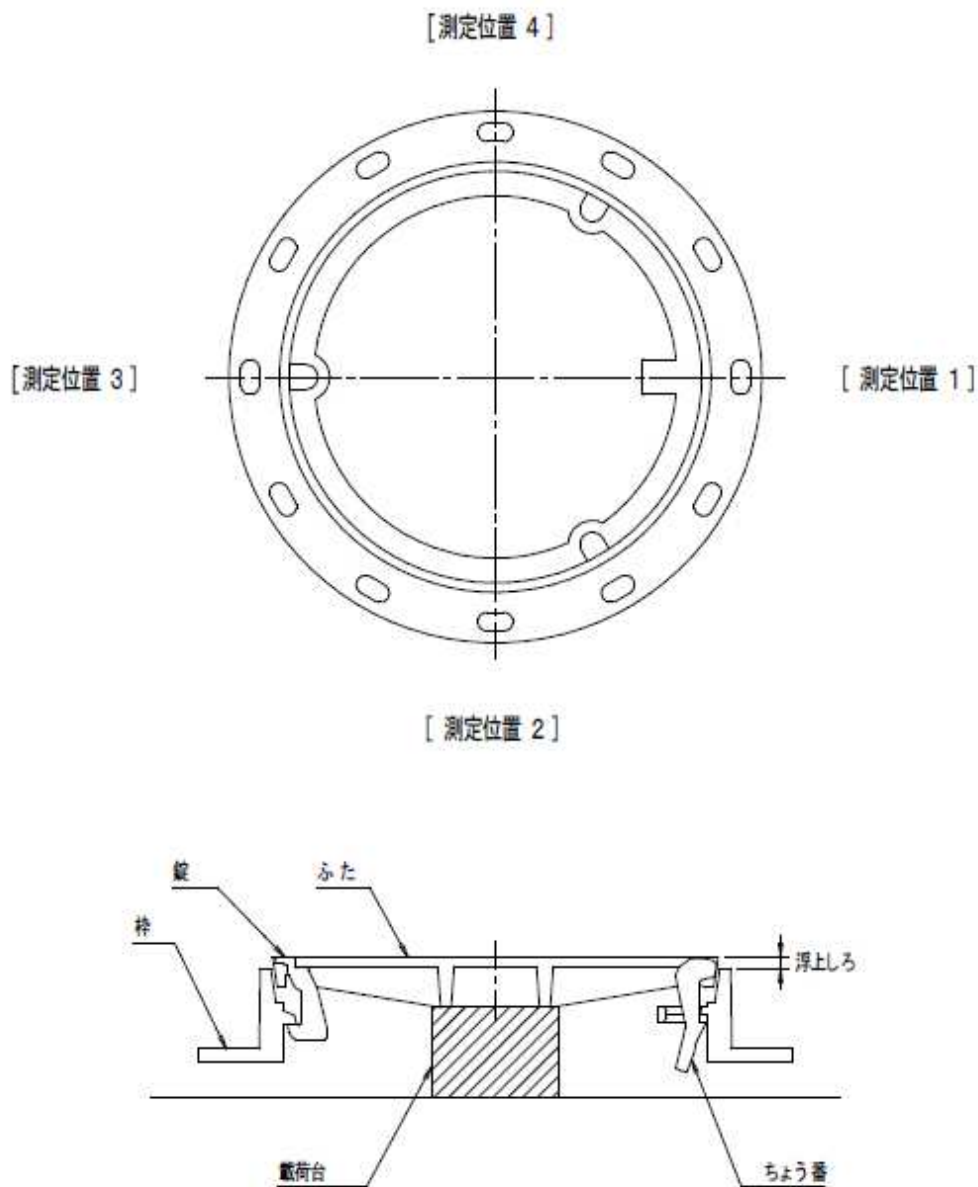
① 引張試験片 ② 硬さ試験片・黒鉛球状化率判定試験片



JIS Z 2201 4号試験片

別図-6

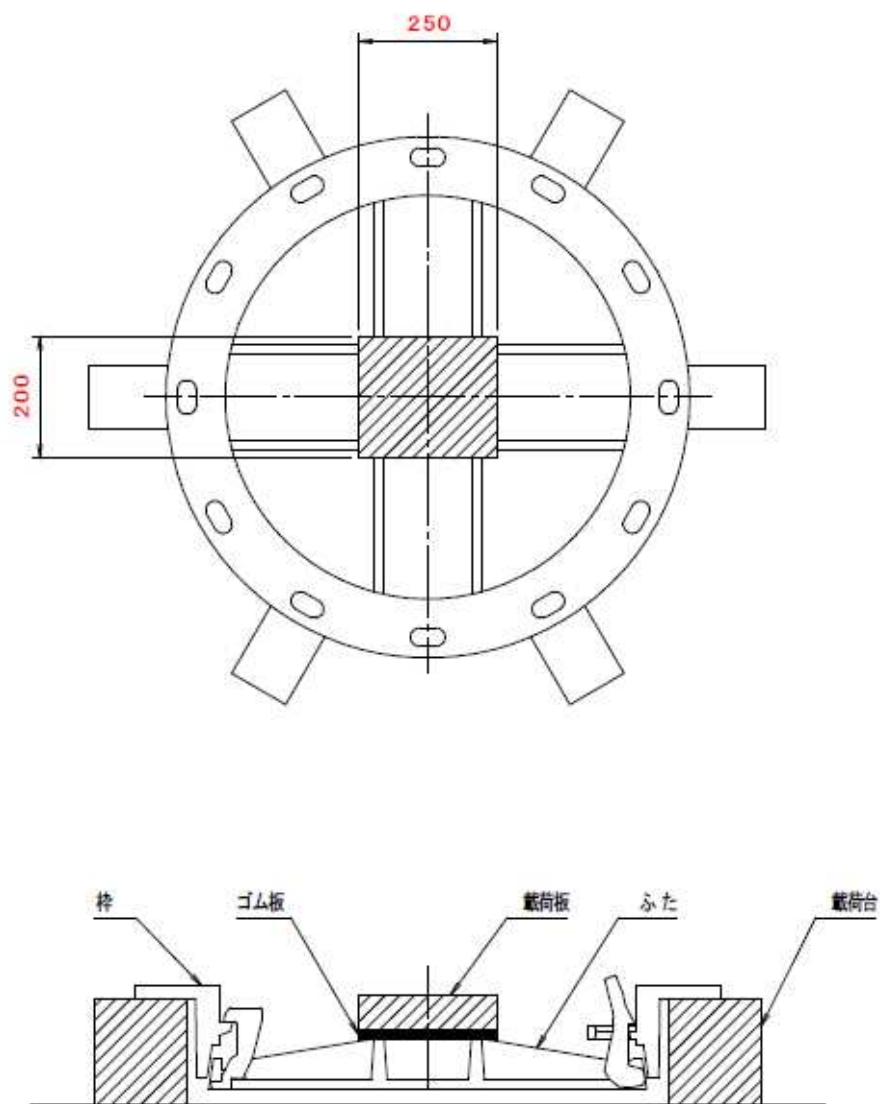
浮上高さ検査要領図



注) 本図は、試験治具の取付け方法及び位置関係を示すものであり、製品の形状を示すものではない。

別図-7

圧力解放・耐揚圧荷重強さ検査要領図



注) 本図は、試験治具の取付け方法及び位置関係を示すものであり、製品の形状を示すものではない。